

5 人権の制約原理 ～(1)人権は絶対無制限か～



この節のポイント

- 🎵 「人権」は絶対無制限ではない
- 🎵 「人権」は他の「人権」と矛盾・衝突する場合があります
- 🎵 「人権」が矛盾・衝突する場合は、いかに両立させていくかの努力が必要
- 🎵 憲法は、人権の矛盾・衝突を調整する基準として「公共の福祉」という言葉を使っている

人権は絶対無制限というわけではありません。確かに、人権には、国家によってさえも侵されることのない「不可侵性」という性質がありますが、それは、他人の権利を不当に侵害しない限りにおいて保障されているにすぎません。

しかし、制限される場合があるといっても、必要以上に制限されることがあってはならないこととは言うまでもありません。

～(2)人権が制限を受けるのはどのような場合か～

人権は他の人権と矛盾・衝突することがある

次の例を考えてみましょう。

有名なミュージシャンAさんが、公園の広場で、コンサートを行う計画を立てています。しかし、この広場は、普段から、近隣の子どものための遊び場となっていて、広場の近くには民家が立ち並んでいます。

※公園管理者の使用許可の問題は考えないこととします。

Aさんには「表現の自由」や「営業の自由」があります。

しかし、この場合、Aさんの「表現の自由」や「営業の自由」のことだけを考えていればいいのでしょうか。

そうではありません。

Aさんが「表現の自由」や「営業の自由」を行使することによって、他の人の自由や権利は大きな影響を受けるのではないのでしょうか。その可能性を思いつくまま挙げてみましょう。



思いやりと優しさのハーモニー

～楽しく学ぼう！人権のいろは～

- ・広場に来場する観客は、Aさんの「表現の自由」によって、「表現を楽しむ自由」が享受できる。
- ・近隣の子どもたちは、コンサートが行われている間は、普段、遊んでいるその広場では遊べないので、「公園で遊ぶ自由」が制約される可能性がある。
- ・近隣住民は、コンサートの大きな音響や集まった多くの人々や自動車などが出入りすることによって、「平穏に暮らす権利」が脅かされる可能性がある。
- ・多くの人が自動車で来場し、公園周辺の道路に大渋滞を引き起こすことによって、近隣住民や道路の利用者は、「移動する自由」が制限される可能性がある。

このほかにも出てくる影響はあると思いますが、このように、人権を行使しようとする、この例の観客のように他の人の人権を満足させる場合もありますが、多くの場合、**他の人の人権と矛盾・衝突**します。

しかし、これは、Aさんの人権（表現の自由など）か他の人の人権（平穏に暮らす権利など）かのどちらの人権を取るのかという問題なのではありません。**「100」か「0」かの問題ではない**のです。

この冊子の最初の方で説明したように、「人権」とは「人として正しいこと」なので、**矛盾・衝突している人権はどれも「人として正しいこと」であるはず**なのです。

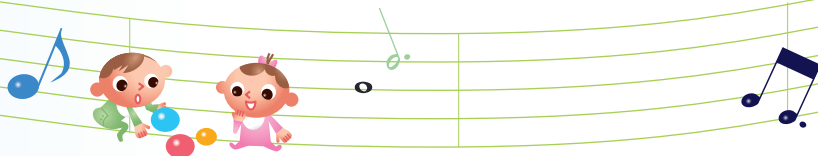
ですから、これは、**矛盾・衝突している「人権」をいかにして両立させるよう努力していくかという問題**なのです。

では、これらを両立させるために、Aさんや観客や近隣の人たちはどのような努力をしていけばいいのでしょうか。そのためには、どうしても、どの「人権」もある程度制約される必要がでてきます。

ここでも思いつくまま例を挙げてみましょう。

- ・子どもが遊ばない時間帯、近隣住民が就寝していない時間帯（夕方頃）にコンサートを行う。
- ・近隣の親子や近隣住民をコンサートに無料で招待する。
- ・大音量にならないようアコースティック楽器だけを用いる小規模なコンサートにする。
- ・自動車での来場を禁止する、あるいは、観客は自動車では来場しない。
- ・近隣の道路に交通整理のための警備員を配置する。
- ・コンサートはせいぜい2時間くらいなので、子どもや近隣住民が我慢する。
- ・コンサートを近くに住宅地のない別の公園で行う。

など、このほかにもいろいろ考えられると思います。



人権が矛盾・衝突する場合、お互いが「100」しか主張しないのであれば、話し合いによる解決は非常に難しくなります。もちろん、裁判によれば、最終的な解決を図ることはできますが、「100」対「0」での解決は双方が「人権」である限りはありえないことです。もし、裁判で「100」対「0」の判決が出たとしたら、それは、「0」の方は「人権」ではないと裁判所が判断したということになってしまうからです。

ですから、「人権」を行使することによって、他人の「人権」に影響が出る場合には、相手方の「人権」ときちんときき合い（もちろん、相手方にもこちらの「人権」にきちんときき合ってもらわなければいけません）、自分の人権が制限されることになるかもしれませんが、お互いに譲るところは譲って、双方の人権が両立できるよう努力をすることが必要なのです。

公共の福祉


日本国憲法は、このように、人権が矛盾・衝突する場合に、それらの人権をどのように制限していくかを調整するための基準を「公共の福祉」という言葉で表現しています。

この「公共の福祉」という言葉が入っている条文は、第12条、第13条、第22条、第29条だけですが、この「公共の福祉」による制約は、この4つの条文が定める人権だけでなく、すべての人権に必然的に内在するものであるとされ、その制約の程度については、人権の性質によって異なると解されています。

しかし、繰り返しますが、日本国憲法では、全体を個人に優先させる全体主義を否定していますから、「公共の福祉」という言葉を、全体主義的な意味でとらえてはいけません。人権を制限できるのは、あくまで、他の人権だけなのです。

5 人権の制約原理 ～(3)他人の権利を害しない限り、何をしてもいいの?～

この節のポイント

 **たとえ、他人の権利を侵害しない場合であっても、本人保護のため、人権が制約されることがある。(未成年者の飲酒・喫煙の禁止等)**

未成年者にお酒もたばこも禁止するのは、憲法違反?

これまで説明してきたように、あなたが、大人でも、子どもでも、人間である以上、個人として尊重され、平等な取り扱いを受け、自由権やその他の人権も保障されているはずですよ。

しかし、実際は、次のような法律があります。このことをどう考えたらいいのでしょうか。

【未成年者喫煙禁止法】第1条 満二十年ニ至ラサル者八煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

【未成年者飲酒禁止法】第1条 満二十年ニ至ラサル者八酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者は、これらの法律により、タバコを吸うこともお酒を飲むこともできません。

しかし、これらの法律は憲法に違反しているのではないのでしょうか？

確かに、喫煙や飲酒は、個人で楽しむ限りは、誰かの権利を侵害しているわけではないし、そもそも、憲法の中で未成年者の人権を制限しているのは、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と定める第15条第3項の選挙権の規定だけなのですから、そのような考え方が成り立つような気もしますが、どうなのでしょう。

本人保護のための制約

実際問題として、精神的にも、肉体的にも未発達な子どもたちに喫煙や飲酒を大人と同じように認めてしまうとどうなるのでしょうか。

喫煙や飲酒は、もし習慣化してしまうと、子どもたちの心身の健康に、回復が不可能になるほどのダメージを及ぼすような結果を招いてしまう可能性がありますし、たとえ習慣化しないとしても、非行の引き金となる恐れもあります。

このような不都合が起こる場合でも、子どもの人権を制約することは許されないのでしょうか。

そこで、親が子どもを保護するように、国が親がわりになって保護してあげようという考え方が出てきます。この考え方を「**パターナリズム**」といいます。

つまり、他人の権利を害するから制約が許されるというのではなく、**本人を保護するために人権の制約が許される**のだというわけです。

ですから、他人の権利を侵害しなければ何をしてもいいというわけではないのです。当然、これらの法律が、憲法違反になることはありません。

ただし、他人の人権を侵害しているわけではありませんから、人権への制約が認められるといっても、それが認められる範囲は限定的だということになります。